

環境安全基本法案(概要)

目的

環境安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する

基本理念

- 人及び生態系への被害の未然防止
- 予防的取組方法
- 影響を受けやすい人等への配慮
- すべての関係者の積極的参加
- 国際的協調による施策の推進

役割分担

【国】
環境安全に関する施策の総合的な策定・推進

【地方公共団体】
自然的・経済的・社会的条件に応じた施策の策定・実施

【事業者】
事業活動における環境に及ぼす悪影響の低減 / 国・地方公共団体の施策への協力

【国民】
環境安全の向上 / 国・地方公共団体の施策への協力

基本計画

環境安全基本計画の策定等

基本的施策

【国の施策】

環境安全基準(保護基準)の設定・改定

環境安全に関する調査の実施

- ◆ 生体内の有害化学物質の濃度の計測等のための定期的かつ継続的な国民調査(ヒトのバイオモニタリングの実施)
- ◆ 影響を受けやすい人に対する有害化学物質による悪影響の把握のための調査
- ◆ 妊婦及び子どもを対象とする定期的かつ継続的な疫学調査(エコチル調査の実施)

環境安全に関する調査結果の公表

環境安全に関する調査等の申出権

環境安全のための規制

環境安全に関する教育・学習

影響を受けやすい人のための施策等

- ◆ 公共用車両の車内・公共住宅・公共用建物・大規模商業用建物等の室内の空気質の良好な水準の維持
- ◆ 子どもの活動空間における農薬等の有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置
- ◆ 子ども向け製品に含まれる有害化学物質の悪影響の低減のために必要な措置

【地方公共団体の施策】

汚染地等の地域指定・必要な施策の実施

環境安全委員会の設置

委員の権限

- 環境基本計画の案の作成に関する意見
- 環境安全基準に対する意見
- 環境安全調査に対する意見
- 調査等の申出に対する事項の処理
- 環境大臣の諮問に応じ重要事項の処理
- 環境大臣への勧告

委員の構成

- 環境安全に関する専門家
- 環境安全に関する市民団体のための代表者
- 指定地域の住民の代表者
- 環境安全に関連する産業界の代表者
- 環境行政機関の代表者